

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1 月24日
【届出者の氏名又は名称】	FK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 マイケル・ロンゴ
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第 2 回公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「第2回公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注14) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年11月20日付で提出いたしました公開買付届出書(2024年12月19日付及び2025年1月9日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、2024年12月11日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード:9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表したこと、2024年12月17日付で対象者が「株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見(反対)に関するお知らせ」を公表したこと、並びに対象者の当該プレスリリースを踏まえて2024年12月18日付でベインキャピタルが「富士ソフト株式会社株式(証券コード:9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ(賛同に係る条件の放棄等)」(以下「2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリース」という。)を公表し、ベインキャピタルによる公開買付けの条件を変更したこと(対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄すること、及び買付予定数の上限(31,444,443株、所有割合:49.89%)を設定すること)による影響で、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ベインキャピタルが2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付け開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。)に、ベインキャピタルが、「第2回F K公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(公開買付者としては、必要性を欠く前提条件だと考えています。)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始するか否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募するか否かを判断する機会を提供するため、公開買付者が、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長し、合計52営業日とすることを決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本両公開買付けの概要

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

公開買付代理人

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (1) 本両公開買付けの概要
(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日現在において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(第2回F K公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はなく、第2回公開買付けにおける公開買付価格と同額で、新たな公開買付けの実施を行う予定です(なお、当該公開買付けは速やかに実施予定であり、また、買付予定数の下限については、その時点における最新の対象者の株主構成(パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有する対象者株式の数を含みます。)を踏まえて判断する予定です。)。したがって、公開買付者は、少なくとも、公開買付者が対象者の非公開化を断念し、ベインキャピタルの公開買付けのみが実施されているという状態は起こり得ず、ベインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、ベインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えております。なお、ベインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024年12月18日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ベインキャピタルは、2025年1月9日現在、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ベインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日現在において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ベインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。))に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ベインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイズアウト取引に係る銀行融資の実行の目的が立っていない等の理由から実行できない状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいて、ベインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得ております」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ベインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされております。

また、ペインキャピタルは、2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリースの中で、「公開買付者(ペインキャピタル)は、FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定です。」と述べておりますが、実際に、2024年12月27日に、創業家のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社を通じて、KKRに対して、創業家、KKR、ペインキャピタルの三者で対象者を非公開化することをご提案いただきました。

(注8) 第1回公開買付届出書に記載の所有割合は53.22%です。第1回公開買付届出書提出以降、対象者潜在株式勘案後株式総数が減少したことから、第1回公開買付届出書に記載の所有割合から変動が生じております。以下同じです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、2025年1月9日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること並びに第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に判断機会を提供し、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年1月9日、第2回公開買付期間を2025年1月24日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月9日時点において、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。また、公開買付者は、今後第2回公開買付けを撤回する予定は一切ありませんので、第2回公開買付けの撤回により、2024年12月18日付ペインキャピタルプレスリリースに記載されている公開買付けの前提条件(第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること)が充足することはありません。また、公開買付者は、仮に第2回公開買付けが成立しなかった場合においても、対象者の非公開化を断念する予定はなく、第2回公開買付けにおける公開買付価格と同額で、新たな公開買付けの実施を行う予定です(なお、当該公開買付けは速やかに実施予定であり、また、買付予定数の下限については、その時点における最新の対象者の株主構成(パッシブ・インデックス運用ファンド等が所有する対象者株式の数を含みます。)を踏まえて判断する予定です。)。したがって、公開買付者は、少なくとも、公開買付者が対象者の非公開化を断念し、ペインキャピタルの公開買付けのみが実施されているという状態は起こり得ず、ペインキャピタルの公開買付け以外の選択肢が無いことを理由に、ペインキャピタルの公開買付けに対する反対意見が変更される余地はないと考えております。なお、ペインキャピタルは、2024年11月1日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」において、対象者の「賛同」以外の前提条件は全て充足していることから、「賛同」が得られ次第、速やかに公開買付けを開始するとしていましたが、2024年12月18日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて対象者の賛同に係る公開買付け開始の前提条件を放棄したにもかかわらず、ペインキャピタルは、2025年1月9日時点において、公開買付けを開始しておりません。公開買付者としては、ペインキャピタルが同意なき買収が本当に実行可能なのであれば、2025年1月9日時点において公開買付けを開始していないことに合理的な理由はないものと考えております。よって、すぐに公開買付けが開始されない場合は、実際には同意なき公開買付けを実行する意思が無いか、あるいは、ペインキャピタルが2025年1月7日付で公表した「富士ソフト株式会社(証券コード：9749)からの情報廃棄要請に応じた情報廃棄の実施予定及び公開買付けの開始時期についてのお知らせ」(以下「2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリース」といいます。)に反して、公開買付代理人は決定しているものの、ペインキャピタルが対象者に提出した2023年8月10日付「秘密保持に関する誓約書」に基づいた秘密情報の破棄の履行が不明瞭等の理由から、証券会社側の受任手続きが完了していない場合や、スクイズアウト取引に係る銀行融資の実行の目途が立っていない等の理由から実行できる状況にないものと捉えるべきだと考えております(なお、2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて、ペインキャピタルが「本公開買付けを含む一連の取引を実施するための資金のコミットメントは得られます」と記載しておりますが、「一連の取引」にスクイズアウト取引が含まれ、また、「資金のコミットメント」に銀行融資が含まれるか、明確化されるべきだと考えます。)。なお、2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリースにおいては、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始」と記載されるのみであり、なぜ速やかに同意なき公開買付けを開始しないのか、なぜ公開買付者の公開買付けの撤回又は不成立を前提条件として追加したのか、という点について、何ら説明・反論はなされておられません。

また、ペインキャピタルは、2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリースの中で、「公開買付者(ペインキャピタル)は、FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定です。」と述べておりますが、実際に、2024年12月27日に、創業家のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券株式会社を通じて、KKRに対して、創業家、KKR、ペインキャピタルの三者で対象者を非公開化することをご提案いただきました。

その後、公開買付者は、2025年1月24日時点で対象者株式の市場価格が引き続き第2回公開買付価格を上回って推移していること及び第2回公開買付けへの応募状況を踏まえ、第2回公開買付けの成立可能性を高めるため、また、ペインキャピタルは2024年12月18日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて「2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しているところ、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に、公表された公開買付開始予定時期(2025年1月下旬又は2月上旬。なお、2025年2月は28日間であり、同年2月上旬の最終の営業日は2025年2月7日となります。))に、ペインキャピタルが、「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」という前提条件(注7の2)を放棄して、実際に敵対的公開買付けを開始するか否かをご確認いただいた上で、第2回公開買付けに応募するか否かを判断する機会を提供するため、2025年1月24日、第2回公開買付期間を2025年2月7日まで延長することを決定いたしました。なお、公開買付者は、2025年1月24日現在、第2回公開買付価格及び第2回新株予約権買付価格の変更は検討しておりません。

(注7の2) 金融庁企業市場局「公開買付けの開示に関する留意事項について(公開買付開示ガイドライン)(令和6年10月)」(以下「公開買付開示ガイドライン」といいます。))においては、「前提条件の記載内容が一義的に明らかでない場合又はその必要性が不明確である場合(例えば、公開買付者の裁量によりその充足を判断することとされている場合)には、投資者を不安定な立場に陥らせるおそれがあるため、投資者にとってどのような場合に公開買付けが開始されるか否かが明らかとなるよう、前提条件の記載内容を慎重に確認する」ものとされております。

ある公開買付けが先行している状況で対抗的な公開買付けの予告公表を行った類似事案(注7の3)においては、両方の公開買付けが両立しないことを理由として、先行する公開買付けが成立していないこと(当該公開買付けが継続中であることを含む)を前提条件としておりますが、公開買付者としては、これらの事案においてかかる前提条件が設定されている理由としては、両方の公開買付けが成立することが事実上あり得ないことを前提に、先行する公開買付けが成立した場合、事実上成立し得ないことになる公開買付けの開始を強いられる事態を避ける必要があるためだと理解しております。

これに対し、ペインキャピタルは、2024年12月11日付「富士ソフト株式会社株式(証券コード：9749)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」(以下「2024年12月11日付ペインキャピタルプレスリリース」といいます。))において、第2回公開買付けとペインキャピタルによる公開買付けが両立しないことを理由として、前提条件「第2回FK公開買付けが撤回され又は不成立となっていること」を公開買付け開始の前提条件としております。上記の類似事案における前提条件と異なり、ペインキャピタルは第2回公開買付けが継続している限り充足しないこととなる前提条件を設定しておりますが、2024年12月11日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて、第2回公開買付けの継続中にペインキャピタルが公開買付けを開始できない理由(前提条件の必要性)については一切説明されておらず、公開買付者としては、前提条件としての必要性を欠くものと考えております。なお、ペインキャピタル自身が、2024年12月11日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて、「上記前提条件が成就していない場合であっても、公開買付者は、第2回FK公開買付けが成立していない限り、第2回FK公開買付けの公開買付期間中であっても、上記前提条件を放棄して本公開買付けを開始する可能性があります」としており、また2025年1月7日付ペインキャピタルプレスリリースにおいて、当該前提条件に特段言及することなく、「FK株式会社を含む対象者の株主との協議及び交渉を行った上で、開示書類等の準備が整い次第、2025年1月下旬又は同年2月上旬を目途に本公開買付けを開始する予定」と公表しております。

(注7の3) HOYA株式会社による2019年12月13日付けの株式会社ニューフレアテクノロジーに対する公開買付けに関する予告公表、株式会社二トリホールディングスによる2020年10月29日付けの株式会社島忠に対する公開買付けに関する予告公表、第一生命ホールディングス株式会社による2023年12月7日付け株式会社ベネフィット・ワンに対する公開買付けに関する予告公表、及びブラザー工業株式会社による2024年3月13日付けのローランド ディー・ジー・株式会社に対する公開買付けに関する予告公表をいいます。

(注8) 第1回公開買付届出書に記載の所有割合は53.22%です。第1回公開買付届出書提出以降、対象者潜在株式

勘案後株式総数が減少したことから、第1回公開買付届出書に記載の所有割合から変動が生じております。以下同じです。

< 後略 >

- (4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本両公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、第2回公開買付期間を42営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、第2回公開買付期間を52営業日と設定していますが、第1回公開買付けの予定を公表した2024年9月19日から本公開買付けの開始日までの期間を含めると、実質的には法令に定められた最短期間より長期にわたる期間を設定することとなり、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2025年 1 月24日(金曜日)まで(42営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年11月20日(水曜日)から2025年 2 月 7 日(金曜日)まで(52営業日)
公告日	2024年11月20日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

(訂正前)

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目９番２号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

(訂正後)

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目９番２号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

なお復代理人は、2025年２月１日に商号を「三菱ＵＦＪｅスマート証券株式会社」に変更する予定です。

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	393,446,496,019
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	18,954,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	393,915,450,019

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、()本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)、及び()本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	393,446,496,019
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(円)(b)	450,000,000
その他(円)(c)	21,251,000
合計(円)(a) + (b) + (c)	393,917,747,019

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、対象者潜在株式勘案後株式総数(63,028,271株)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する対象者株式の数21,413,302株を控除した株式の数41,614,969株に本公開買付価格(9,451円)を乗じた金額(393,303,072,019円)に、()本書提出日現在残存する第6回新株予約権の個数(1,310個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第6回新株予約権の個数(1,230個)を控除した個数(80個)に第6回新株予約権買付価格(1,059,800円)を乗じた金額(84,784,000円)、及び()本書提出日現在残存する第7回新株予約権の個数(2,900個)から、本書提出日現在、公開買付者が保有する第7回新株予約権の個数(2,700個)を控除した個数(200個)に第7回新株予約権買付価格(293,200円)を乗じた金額(58,640,000円)を加えた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年 1 月 31 日 (金)

(訂正後)

2025年 2 月 17 日 (月)

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年 1 月24日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。